平成２６年度

国の予算編成に関する提案

平成２５年１１月

愛知県市長会

目　次

１．地方分権の推進及び地方行財政等の充実強化について・・・・１

２．地震・防災対策の充実強化について・・・・・・・・・・・・・４

３．福祉・保健・医療施策の充実強化について・・・・・・・・・７

４．都市基盤・生活環境及び産業振興施策等
の充実強化について・・・・・・９

５．教育施策の充実強化について・・・・・・・・・・・・・・・１３

１．地方分権の推進及び地方行財政等の充実強化について

（内閣府、総務省、消費者庁）

１．地方分権改革の推進について

(1) 地方の固有財源である地方交付税を一方的にカットし地方公務員給与削減を要請するなど、国の政策達成のため、地方の自主性を侵害し、地方に犠牲を強いるようなことは、二度と行わないよう強く求めるとともに、地方行財政に関わる重要課題は、地方と十分協議し、真の地方分権改革を実現するために必要な措置を講ずること。

(2) 平成２３年に成立した２次にわたる一括法や、本年６月７日に成立した第３次一括法に盛り込まれた事項に留まることなく、都市自治体の意見を十分に踏まえ、さらなる義務付け・枠付けの見直しや権限移譲を推進すること。

(3) 義務付け・枠付けについては、都市自治体の自由度が高まるよう、廃止を原則とした見直しを行うとともに、新たな条例制定基準を設ける場合には、従うべき基準の設定を行わないこと。

(4) 権限移譲については、都市自治体の地域の実情に合った特色あるまちづくりが可能となる包括的なものとし、都市規模や状況に応じて積極的かつ機能的に移譲を進めること。

(5) 人口減少社会による大きな社会構造の変更が進む中、地方分権の観点から地域の実情に合わせた農地転用、農業振興地域などの農業政策も含めた新たな都市計画制度等の設計を国と地方で取り組むこと。

(6) 国の出先機関改革については、国民の安全・安心を主眼におき、地域の実情に精通している都市自治体の意見を尊重し、慎重かつ十分な協議を実施すること。

２．地方財政の充実強化について

(1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国と地方の税源配分比率が５対５となるよう見直すこと。

　また、市町村同士での格差の是正を目的とした法人住民税の見直しは絶対行わないこと。法人市民税を始めとして、地方の努力が報われるような税制度を堅持すること。

(2) 社会保障関係費をはじめ年々急増、多様化する地方の財政需要に迅速かつ的確に対応するため、地方税、地方交付税、地方譲与税等、地方の一般財源総額を増額確保するとともに、安定的な地方税体系を構築すること。

(3) 恒常的な地方交付税の財源不足に対応して発行している臨時財政対策債の残高、償還額が増大していることから、臨時財政対策債の縮減を図り、国税５税の法定率の引き上げなどにより地方交付税総額を増額確保するとともに、地方

交付税本来の趣旨にのっとり、適切な算定配分を行うこと。

(4) 合併特例法及び合併新法等に基づき合併した市町村が、円滑な行政運営を図るため、普通交付税の合併算定替の期間延長や行政運営の実態に即した交付税算定を行うこと。

(5) 国の平成２５年度の地方公務員給与の削減要請に対し、各都市自治体が地域の実情に即して行った対応を十分尊重し、地方公務員給与を削減しなかったことに起因した、地方交付税の減額算定等は絶対行わないこと。

(6) 地方行財政をはじめ地方に関わる重要な課題については、「国と地方の協議の場」の適切な運営のもとに、十分な議論を経て決定すること。

３．固定資産税の安定的確保について

固定資産税は、市町村税収の大宗を占める重要な基幹税目であり、市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、引き続き、その安定的確保を図ること。

とりわけ、償却資産に対する課税については、国の経済対策等の観点から、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、現行制度を堅持すること。

４．車体課税の見直しに伴う安定的な代替財源の確保について

自動車取得税については、その税収の７割が市町村に交付されている貴重な財源であることから、その見直しに当たっては、都市財政運営に支障が生じることのないよう、安定的な代替財源を必ず確保すること。

また、自動車重量税についても、税収の４割が市町村に譲与されている現状を踏まえ、その見直しに当たっては、都市財政運営に支障が生じることのないよう、所要の財源を確保すること。

５．ゴルフ場利用税の現行制度の堅持について

ゴルフ場利用税については、その税収の７割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

６．国政選挙の選挙執行経費について

国が負担する経費の基準を定めた「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」の改正により国政選挙執行に対する交付金が減額され、経費不足が見込まれることから、再度適正に算定基準の見直しを行うこと。

７．社会保障・税番号制度への対応

都市自治体が必要な情報システムの構築・改修等のための十分な準備や検証を

行えるよう、制度全体及び都市自治体が担当する具体的な事務内容の詳細を早期に明らかにすること。

個人情報の管理やセキュリティ等、個々の団体だけでは対処できない課題について、国の責任において確実に対応すること。

また、制度は国家的な情報基盤整備であることから、その経費は全額国庫負担とすること。

8．地方消費者行政活性化基金の継続について

平成２５年度に終了する予定の地方消費者行政活性化基金について、平成２６年度以降も継続して事業を実施できるよう恒久的な財政措置を講ずること。

２．地震・防災対策の充実強化について

（内閣府、総務省、国土交通省、農林水産省）

１．地震・津波等に係る総合的な対策の充実強化について

(1) 中央防災会議の最終報告を踏まえ、国・地方が連携して地震対策に取り組んでいくために、巨大地震と津波対策の諸計画を早期に策定するとともに、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案」の早期成立を図ること。

(2) 大規模災害に備えて、事前防災及び減災、その他迅速な復旧、復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施するため、国土強靭化に係る基本計画及びその他の諸計画、諸施策を早期に整備すること。

(3) 都市自治体が取り組む、教育・文化施設、下水道、道路橋梁、河川、港湾、漁港などの公共施設や都市基盤施設の耐震化や強靭化事業、さらには、民間住宅の耐震化促進補助事業や砂防対策等、防災・減災にかかる諸事業に対して、財源措置を拡充・強化するとともに、津波対策としての住宅移転などを促進するため、土地利用の規制緩和など、地域の特性と実情に応じた法令整備や事業促進を図ること。

(4) 優先すべき建物等の耐震化推進策の策定、海岸堤防、水門並びに高潮防波堤などの速やかな調査と補強・嵩上げ及び当面の緊急防災・減災事業の拡充を始め、国庫補助を基本とした総合的な支援制度や財政支援策を創設すること。

(5) 平常時の予防対策から大規模災害発生時の緊急物資支援や広域避難体制など、応急対策、復旧・復興対策を総合的に推進するために、広域ブロックでの基幹的広域防災拠点を国の責任において早期に整備すること。

(6) 陸海空の交通や情報の重要拠点となる広域防災拠点の整備計画を早期に明らかにし、その整備に当たっては、地元都市自治体に負担が生じないよう財政措置を講ずること。

(7) 新たに想定震源域等に含まれた伊勢湾・三河湾における観測機器の新設や既存地震・津波観測網の拡大等、地震・津波の観測体制を充実強化するとともに、自治体が取り組む情報伝達の体制整備事業に財政措置を講ずること。

(8) 液状化の発生メカニズムの解析や液状化対策の調査研究を進めるとともに、被害が発生した場合の住宅修繕への財政支援や公共施設の復旧に向けた指針を作成すること。

(9) 防災集団移転促進事業について、被災前の集団移転を検討する上で、個人の経済的負担を軽減させるために、補助制度の見直しなど必要な措置を講ずること。

２．砂防施設整備、急傾斜地崩壊対策について

(1) 気候変動等による豪雨のたびに各地の山岳・山間地域の集落が土石流により大きな被害に見舞われ、国民の尊い生命と貴重な財産が失われており、土砂災害防止法の警戒区域に指定された地域の砂防施設整備を早期に実施すること。
(2) 急傾斜地崩壊対策事業における対象戸数等、国庫補助採択要件を緩和すること。

３．消防救急体制の充実強化について

(1) 多くの都市自治体では、消防救急広域化に向けた事業を進めているが、消防救急広域化の整備については、多大な経費がかかるとともに、事業期間が長期にわたることから、消防広域化期限まで財政措置を講ずること。
(2) 平成２８年５月までの消防救急無線のデジタル化への移行整備について活動波（市波）の整備事業については「緊急防災・減災事業債」の地方債措置を継続すること。

４．消防防災施設整備費補助金について

(1) 大規模災害に対応するため、地域の実情に応じた防災備蓄倉庫の整備や消防団施設の耐震化ができるよう、消防防災施設整備費補助金の補助要件を緩和拡大すること。
(2) 既存の非耐震防火水槽の耐震補強改修工事を消防防災施設整備費補助金の対象とすること。

５．災害情報伝達体制の充実強化について

(1) 「平成の大合併」において合併した市町村に対する支援の一つとして防災行政無線設備にかかる統合整備に係る経費について、財政支援制度を創設すること。
(2) 災害時における国民への迅速かつ正確な情報伝達手段を整備するため、同報無線デジタル化整備事業に伴う新たな財政措置を講ずること。

６．住宅、施設等の耐震化の促進について

(1) 文化・スポーツ施設など既存建築物の吊り天井崩落防止対策を早期に実施していくために、建築基準法改正に係る具体的な技術指針等の詳細を明示するとともに、財政措置を拡充すること。また、漁港施設、海岸保全施設等の水産基盤の耐震化等事業費の補助率を北海道若しくは離島並みに嵩上げするよう財政措置を講ずること。
(2) 病院・ホテル・旅館等不特定多数の者が利用する大規模建築物の耐震化を円滑に推進するため、耐震診断結果の公表時期及び方法の弾力化、耐震診断及び

改修に係る財政支援措置の拡充など、必要な措置を講ずること。また、耐震診断の義務付け対象施設の決定については、都市自治体が地域の実情に応じた独自施策で耐震化促進が可能とする制度設計を行うこと。

(3) 住宅の耐震化を促進するため、社会資本整備総合交付金事業における「住宅の耐震改修等建替えに関する事業」において平成２５年度から補助金が減額されているが、減災事業の推進からも従来の補助額を確保するとともに、住民にとって利活用しやすい制度となるよう補助制度の充実を図ること。

3．福祉・保健・医療施策の充実強化について

（厚生労働省）

1．少子化対策及び子育て支援施策の充実について

(1) 認定こども園の施設整備や運営について、保育所部分と幼稚園部分に区分され、それぞれ所管する厚生労働省と文部科学省とで法令・基準等が異なるため、円滑な整備運営ができるよう、早期に一本化すること。
(2) 不妊治療費の助成について、特定不妊治療に限定することなく、一般不妊治療費についても対象とするとともに、不妊症・不育症の治療は経済的負担も大きいことから、保険適用範囲を拡大すること。
(3) 児童手当交付金について、各都市自治体の当該年度内の申請額に対しては、翌年度に精算払をするのではなく、当該年度内に満額交付すること。

2．放課後児童クラブ運営に係る支援について

放課後児童クラブの運営は少子化が進行する一方で、障がいのある児童の入所も増加しており、安定した運営を行うため、実態に見合った財政措置を講ずること。

3．障がい者支援施策の充実について

(1) 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業について、事業費に係る国の補助額が基準額を下回っており、所要財源を確保すること。また、指定計画相談支援事業について、障がい者が利用するサービス提供事業所の職員が指定計画相談支援事業所の相談支援専門員として兼務し、モニタリング等を実施できるよう、人員等基準の見直しを行うこと。
(2) 障がい者の自立を促進するために欠かせない就労支援について、ジョブコーチ等の人的支援を強化・拡充すること。

4．生活保護制度の適正化について

国の責務である生活保護制度について、人件費を含め全額国費負担とするとともに、不正受給の防止、支給対象者や基準額の見直しを行い、適正な運営が可能となるよう制度改正を行うこと。

5．国民健康保険制度の抜本的な改革について

(1) 持続可能な安定した医療保険制度とするため、国の責任において、すべての国民を対象とする保険制度の構築に向けた抜本的な改革を早期に実現すること。まずは、社会保障制度改革国民会議の報告のとおり、都道府県を保険者とする

広域的制度とすること。

(2) 医療保険制度の一本化が実現されるまでの間は、国において、低所得者の保険料軽減の拡大や保険者支援制度の拡充、国庫負担率の引き上げなどの財政措置を講ずるとともに、制度改正に伴う新たな地方負担や保険料負担の増加を招かないようにすること。

(3) 新たな国民健康保険調整交付金（保険者の責に帰さない事由による交付金）を創設し、基礎自治体間の保険料負担の格差是正措置を講ずること。

(4) 子ども医療費などの地方単独福祉医療の実施において、医療機関における窓口負担無料化を行った場合に、国民健康保険制度の医療費に係る療養給付費負担金及び普通調整交付金が減額されることから、当該措置を廃止すること。

6．予防接種の拡充について

(1) おたふくかぜ及び水痘、成人用肺炎球菌、Ｂ型肝炎のワクチンを早期に定期接種化するとともに、既に定期接種化されているワクチンも含め、予防接種にかかる費用については、地方交付税措置によらず、全額国庫負担とすること。また、風しんワクチンについても、予防接種を受ける機会のなかった者をはじめとする、未接種者への予防接種の公費負担制度を確立し、国において財政措置を講ずるとともに、ワクチンの安定供給を行うこと。

(2) 定期予防接種の実施に当たり、都市自治体と医師会との間で毎年度委託契約を締結しているが、全国的に委託契約の単価に大きな差があり、適正単価で契約ができるよう、国において標準単価を示すこと。

7．医師確保対策等及び地域医療の充実について

(1) 地方病院の勤務医不足と地域間の医師偏在等の解消のために、医師の臨床研修制度の見直し、国からの医師派遣体制を構築するなど、実効性のある施策を早急に講ずるとともに、麻酔科・産婦人科・小児科の医師の養成を図り、さらには、医師の再配分・適正配置の制度化をすること。

(2) 消費税の引き上げに当たって、病院経営に大きな影響が想定されるため、医療経費については十分な財政措置を講じ、過度な病院負担を軽減するための抜本的な制度見直しを行うこと。

4．都市基盤・生活環境及び産業振興施策等の充実強化について

（国土交通省、農林水産省、環境省、経済産業省、厚生労働省）

1．道路整備事業の財源確保及び促進について

(1) 地域の活性化、都市間連携や防災、救急活動など生活に密着した地方道路の役割は重要であり、その整備・維持に対し安定的な道路財源を確保すること。

(2) 狭あい道路整備等促進事業などの道路整備事業に係る社会資本整備総合交付金の予算額の確保並びに平成２６年度以降も継続的な財政支援をすること。

(3) 道路施設の長寿命化に係る事業に対し防災・安全交付金の予算確保並びに継続的な財政支援をすること。

(4) 物流路線及び震災時における緊急輸送路としての機能を持つ高規格幹線道路等について、整備促進をすること。

2．港湾整備事業の促進について

(1) 港湾は、産業と経済の発展を支える重要な交通インフラであり、地域産業の振興を担う上で重大な役割を果たしている。また、空港や高速道路などの整備により、陸・海・空を結ぶ交通ネットワークが形成され、利便性の向上が期待されている。港湾が、国際的にも産業活動の拠点として発展していくために、国際ターミナルの機能向上を図るバースの整備など港湾整備事業を促進すること。また、地震、津波、高潮等に対する名古屋港、三河港、衣浦港の総合的な防災対策を推進するため、必要な措置を講ずること。

(2) 名古屋港について、「国際産業ハブ港」の実現に向け必要な施設整備を確実に行うこと。特に、飛島ふ頭南側コンテナターミナルに繋がる東航路の増深及び国際バルク戦略港湾として航路・泊地の整備の推進を図ること。

　また、飛島ふ頭・鍋田ふ頭コンテナターミナルへのアクセス道路の整備推進を図ること。

(3) 三河港について、神野地区７号岸壁（-12m）を耐震強化岸壁として整備を図ること。

　また、蒲郡地区の岸壁（-11m）を始めとした多目的岸壁の整備を促進し、併せて国際拠点港湾への昇格を図ること。

(4) 衣浦港について、衣浦ポートアイランドにおける新規岸壁（-12m）整備事業に必要な調査を進めること。

(5) インフラの老朽化が進む中、県、一部事務組合及び民間の港湾施設の維持修繕を促進するため、新たな支援制度の創設、または既存維持修繕制度の採択要件緩和や拡大を行うこと。

3．治水・砂防・河川整備事業の財源確保等及び促進について

(1) 生命・財産を自然災害から守るため治水・砂防事業の計画的かつ着実な推進を図るとともに、土石流の危険性のある箇所の砂防施設整備を早急に講じること。

(2) 台風の激甚化や短期的局地的豪雨等に対する河川改修事業の整備推進を図るため、必要な財政措置を講じること。

4．都市基盤整備事業の促進及び財源確保について

(1) 中心市街地周辺における都市基盤整備事業の促進を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業に必要な財政措置を講じること。

(2) 都市整備事業に係る社会資本整備総合交付金の財源確保をすること。

5．交通関連整備事業の財源確保について

地方鉄道の路線維持確保のため、経常損失に対する欠損補てん制度、沿線都市自治体が実施する利用促進策及び沿線都市自治体が行う大手鉄道事業者への支援制度を創設すること。

6．農業関連事業の支援及び財政措置について

(1) 新規就農者が安心して就農し、安定的に農業経営ができるよう経営体育成支援事業の制度の見直しを行い、新規就農者が優先的に実施できる補助事業を創設すること。

(2) 農業・農村整備事業の計画的な推進のため、中山間地域の農業・農村整備事業に必要な財政措置を講じること。

(3) 農地の集約化を進め足腰の強い農業の構築・実現のために、老朽化した農道や水利施設等の農業基盤施設を整備するとともに、これらの有する防災面などの公益機能を考慮し、農業基盤整備に係る諸事業の市町村負担並びに農家負担の軽減対策を講ずること。

7．森林整備事業の財源確保及び支援について

(1) 森林・林業再生プランの着実な推進に向け、継続的かつ安定的な森林整備事業に財政措置を講じること。

(2) 間伐材搬出の路網整備、間伐促進対策、奥山等の環境林整備のため、森林整備支援策の強化拡充を図ること。

(3) ３年間に限定されている森林・山村多面的機能発揮対策事業の実施期間を延長すること。

(4) 森林の多面的機能を維持発揮するため、大半を占める小規模山林所有者も森林環境保全整備事業の対象となるよう森林経営計画の認定を見直すこと。また、

間伐材の搬出が困難な地域においては、伐捨間伐も補助対象とすること。

８．鳥獣の被害防止対策について

(1) 生息数が多く広域を移動する有害野生鳥獣に対する抜本的対策を策定すること。
(2) 地域住民が主体となり鳥獣被害防止の施設設置活動に交付される鳥獣被害防止総合対策交付金の事業継続及び財政措置の拡充を講じること。
(3) 野生鳥獣による農作物被害の広域化・深刻化に対応した鳥獣被害防止総合対策を継続し、必要な財政措置を講じること。

９．生活環境整備事業の支援及び財政措置について

(1) 公営住宅整備事業に係る社会資本整備総合交付金の財源確保をすること。
(2) 廃棄物処理施設整備事業に対する、循環型社会形成推進交付金について、要望額の満額を交付するよう財源確保をすること。
(3) 公園遊具などの適正な更新を行うために、平成２６年度以降においても社会資本整備総合交付金「都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業」を継続すること。
(4) 海岸漂着ごみ回収・処理について、海岸漂着物地域対策推進事業の補正予算措置がなされたが、海岸漂着物等回収・処理のみが対象であり、海岸漂着物の発生原因である河川等のごみ又は海岸浮遊物の回収・処理に要する費用についても財政支援の対象とすること。
(5) 微小粒子状物質（ＰＭ２．５）の実態把握のための体制を整備し、濃度が上昇した場合の健康影響に関する科学的解明・分析を早急に行うこと。

１０．水道・下水道整備事業ついて

(1) 水道水源開発等施設整備費国庫補助金の老朽管更新事業において、国庫補助制度の採択基準の緩和や補助率の引き上げをすること。
(2) 公共下水道事業・管渠整備に係る社会資本整備総合交付金の財源確保をすること。

１１．商店街の活性化事業について

(1) アーケード撤去を対象とする商店街等構造改革支援事業について平成２６年度以降も財政支援を継続すること。
(2) 地域商店街活性化法の認定を受けた商店街活性化事業の推進に支障が生じないよう弾力的かつ安定的な支援措置を講ずること。

１２．エネルギー政策について

国としての中長期的なエネルギー政策のビジョンを具体的に示すとともに、自治体のエネルギー施策を推進するため、財政面を含めた支援の強化・充実をすること。

１３．労働者派遣事業について

外国語指導助手（ＡＬＴ）について、厚生労働省の有識者研究会からの現在の派遣受入可能期間３年の制限を撤廃する内容を含んだ報告に従い、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律を改正すること。

１４．社会インフラの老朽化対策の財政措置の充実強化について

(1) 高度経済成長期にかけて集中的に整備された道路、港湾、上下水道、農業水利施設など、社会インフラの老朽化に伴う事故を防止するため都市自治体が実施する整備費について必要額の確保など財政支援措置を充実強化すること。

(2) 施設の維持管理が適切に行えるよう劣化を正確に把握できる技術水準などについて支援措置を行うこと。

５．教育施策の充実強化について

（文部科学省）

１．小中学校３５人学級編制推進について

児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな教育指導を実施するため、小中学校すべての通常学級の学級編制定数を３５人以下にするとともに、教職員定数を増員すること。

２．教職員等配置体制の整備及び財政支援について

(1) 学習指導要領の改訂に伴う授業時間数の増加への対応、いじめ問題への対応、へき地教育への対応などを行なうための、教員定数を増員すること。

(2) 小学校における外国語活動や読書活動の推進、中学校における必修科目の増加、特別支援教育の充実に向け、都市自治体が必要に応じて適切な人材配置ができるよう、補助金等による財政支援制度を創設すること。

(3) 家庭や学校、地域社会など、児童生徒を取り巻く環境は複雑多様化、広域化しており、正常な学校運営を行うには外部機関との連携が必要不可欠となっているため、社会福祉的視点をもつスクールソーシャルワーカーの増員について財政措置を講ずること。

３．特別支援教育の充実について

(1) 特別支援学級は一学級８人による学級編制となっているが、一人ひとりの特性やニーズに応じたきめ細かい教育支援が可能となるよう、より少人数による適正な学級編制標準とすること。併せて、学級数の増加に対応した教職員定数の拡充を図ること。

(2) 通常学級内において、特別な教育支援を必要とする児童・生徒の増加に対し、支援を必要とする子どもに適切に対応し、二次障害（問題行動や不登校など）の未然防止、小１ギャップ（幼稚園・保育園等からの進学に伴う不適応）や中１ギャップ（不適応を起こしやすい）の解消を図るため、特別支援教育を行う校内チームの中心的役割を担う専任教諭を各学校に配置すること。

(3) 都市自治体が独自に行う特別に支援を必要とする児童生徒の支援のための人的配置に係る経費について、普通交付税ではなく国庫補助金による財政措置を講ずること。

４．外国人児童生徒教育の支援の充実について

多様な国籍や言語を有する外国人児童生徒に対する日本語指導や進学進路指導等の充実を図るため、年々減少傾向にある「就学を支援する外国人児童生徒

受入促進事業」を堅持するとともに、専門的な指導員の配置など本事業を充実させ、安定した財政措置を講じること。

5．教育関係経費の国庫補助金について

要保護児童生徒に対する就学援助費、特別支援教育就学奨励費、私立幼稚園就園奨励費などの教育関係の補助事業については、補助率が予め決定されているにもかかわらず、実補助金は大きく下回っており、超過負担が生じることのないよう国庫補助金による財政措置を講ずること。